

この事業は150mビルを含む7つのビルを乱立させ道路を拡大、車を呼び込み、そこに多額の税金を投入するものです。

## どんな裁判か

自然環境に恵まれた良好な住宅地であり、風致地区でもある二子玉川の再開発により、日照被害、交通渋滞、大気汚染、景観阻害などで生命と健康が脅かされます。一企業の利益のみが追求され、公共性の乏しいこの事業は「都市再開発法 第一章第一条」にある『公共の福祉に寄与する』に違反していると追及します！

また「憲法の定める私たちの権利を侵害する」と追及する裁判です。

## 法廷の予定

### 証人尋問

日時: 11月5日(月曜日) 13:30~16:30

場所: 東京地裁611法廷

- この事業を最初から進めて来たコンサルを尋問します。
- 大気汚染の現状と開発後の被害の拡大、目の前の巨大建物による圧迫感について立証します。

### 原告尋問

日時: 11月19日(月曜日) 13:30~16:30

場所: 東京地裁611法廷

## ~にこたま・・・水と緑と光と風と~

みなさまと手を携えて「住みやすい街づくり」の活動を広げていきましょう。「にこたまの環境を守る会」ではみなさまの幅広いご意見をお待ちしております。

※どなたでも傍聴できます。

二子玉川東地区再開発事業  
差し止め訴訟がいよいよ山場です！

二子玉川の水と緑と広い空はみんなの財産のはずでは？

法に触れないと思えば何をやってもいいの？

風致地区なのにどうして150mのビルが許されるの？

住民の立場を忘れた再開発は何のため？

この街には超高層は似合わない！

ステッカー希望、入会申込み等ある場合には、ホームページかFAXで問合わせ願います。



1枚100円で配布中です。